

令和 7 年

市議会 9 月定例会議案参考資料

健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

○健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和6年度		令和5年度		前年度比	財政再生基準	備考
	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準			
実質赤字比率	— (△ 10.12)	12.77	— (△ 9.99)	12.81	— (△ 0.13)	20.00	歳入総額から歳出総額を差し引いた額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	— (△ 23.21)	17.77	— (△ 23.40)	17.81	— (0.19)	30.00	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 (3か年平均)	1.9	25.0	1.7	25.0	(0.2)	35.0	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	— (△ 29.5)	350.0	— (△ 34.8)	350.0	— (5.3)		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

備考

- 1 比率欄の括弧内に実質黒字の程度(比率)を記載
- 2 比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。
- 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政再生計画」を作成し、住民に公表し、及び総務大臣に報告する。

○公営企業の資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和6年度		令和5年度		前年度比	備考
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準		
水道事業会計	— (△ 115.6)	20.0	— (△ 149.9)	20.0	— (34.3)	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
下水道事業会計	— (△ 76.5)	20.0	— (△ 57.2)	20.0	— (△ 19.3)	

備考 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。

知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）
 (議案第49号、参考資料)

改正後	改正前
<p>第5条 知立市は、候補者（第3条の規定により届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>第5条 知立市は、候補者（第3条の規定により届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 知立市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 知立市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案新旧対照表（第1号関係）

（議案第50号、参考資料）

改正後	改正前
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案新旧対照表（第2号関係）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案新旧対照表（第3号関係）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第51号、参考資料)

改正後	改正前
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>通常保育料徴収基準額表(特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合)</p> <p>表 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 保護者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。次項において同じ。)を2人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする世帯であって、C～D14階層に該当するものである場合における当該世帯の児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2番目の児童に係る徴収基準月額は、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の階層の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) C～D7階層(D7階層にあつては、所得割の額が97,000円未満の世帯に限る。) 0円</u></p> <p><u>(2) D7～D14階層(D7階層にあつては所得割の額が97,000円以上の世帯に、D14階層にあつては所得割の額が301,000円未満の世帯に限る。) この表に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</u></p> <p>5 保護者が児童を3人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の児童に係る徴収基準月額は、0円とする。</p> <p>6 略</p>	<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>通常保育料徴収基準額表(特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合)</p> <p>表 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 保護者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)を3人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の児童に係る徴収基準月額は、0円とする。</p> <p>5 略</p>

改正後	改正前
<p><u>7</u> C～D14階層に該当する世帯に負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる児童が教育・保育給付認定子ども（特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を受けているものに限る。次項及び<u>第9項</u>において同じ。）であるときは、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る徴収基準月額は、次の表の第2欄に定める額とする。</p> <p>表 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>	<p><u>6</u> C～D14階層に該当する世帯に負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる児童が教育・保育給付認定子ども（特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を受けているものに限る。次項及び<u>第8項</u>において同じ。）であるときは、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る徴収基準月額は、次の表の第2欄に定める額とする。</p> <p>表 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第52号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。))につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。))につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>